

(仮称)吹田市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略
案

目次

I	序論	1
1	策定の趣旨	1
2	第4次総合計画と第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の関係	2
3	計画期間	2
II	第2期人口ビジョン	3
1	位置付け・対象期間	3
2	国の人口ビジョン（まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版））概要	3
3	第2期人口ビジョン及び考え方	4
4	年齢3区分人口	5
III	進捗管理	6
IV	基本目標・数値目標	7
1	基本目標	7
2	数値目標	9
V	基本的方向・具体的施策・KPI	10
	基本目標1 出産・子育て・学び、未来（あす）への希望がかなうまち	10
	基本目標2 自分らしく笑涯（しょうがい）輝き、健やかに暮らせるまち	10
	基本目標3 住むにも働くにもぴったりの魅力あふれるまち	11
	基本目標4 誰もが安心して暮らし続けられるまち	11
	基本目標に共通する視点 デジタルの力を活用した課題解決・広域連携	12
VI	附属資料	13
1	第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括	13
2	第2期人口ビジョンの推計方法	15
3	用語集	17
4	策定組織図	20
5	まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議委員	21
6	策定経過	22
7	要領等	23

「 * 」は用語集に記載の用語です

I 序論

1 策定の趣旨

日本は、平成 20 年（2008 年）を境に「人口減少時代」に突入しています。現状のままでは、今後、急速に人口減少・少子高齢化が進行し、国民の生活にさまざまな悪影響が及ぶ可能性があることから、国は、まち・ひと・しごと創生法*に基づき、平成 26 年（2014 年）12 月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「国の総合戦略」という。）を策定しました。その後、令和元年（2019 年）12 月には、前期の主な取組の方向性を引き継ぎながら、「新しい時代の流れを力にする」、「多様な人材の活躍の推進」を新たな視点として加えた「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、令和 2 年（2020 年）には新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けて改訂を行いました。

テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、社会情勢がこれまでと大きく変化する中、デジタルの力を活用して地方創生*を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を実現するため、国は令和 4 年（2022 年）12 月に、第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略*」（以下、「国のデジタル総合戦略」という。）を策定し、令和 5 年（2023 年）12 月には、2023 改訂版を策定したところです。その実現にあたっては、国と地方が連携・協力しながら推進することが必要であり、自治体には新型コロナウイルス感染症感染拡大やデジタル技術の浸透・進展など時宜を踏まえ、地域の個性や魅力を生かし、地方版総合戦略の策定、改訂に努めることが求められています。

本市においても、国の総合戦略に基づき、平成 28 年（2016 年）3 月に「吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「第 1 期総合戦略」という。）を策定しました。人口減少問題に対応し、これまで受け継がれてきた本市の魅力を将来にわたって維持するとともに、誰もが安心して豊かに暮らし、活躍できるまちとして発展し続けるための取組を進めてきたところです。同時に策定した人口ビジョンにおけるシミュレーションでは、令和 2 年（2020 年）の人口を 36.4 万人と想定していましたが、同年の国勢調査の結果では 2 万人以上、上回る 38.6 万人となりました。増加要因は、転入超過が続いたことで、とりわけ生産年齢人口の増加がみられたことから、この世代に選ばれるための魅力向上ができたものと考えています。

令和 5 年度（2023 年度）をもって第 1 期総合戦略の計画期間が終了することから、国のデジタル総合戦略も踏まえ、「吹田市第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「第 2 期総合戦略」という。）を策定します。また、策定にあたっては、令和 10 年度（2028 年度）までの 10 年間を計画期間とする第 4 次総合計画基本計画が中間見直しの時期を迎えることから、第 4 次総合計画基本計画の見直しと第 2 期総合戦略の策定を一体的に進めるとともに、整合を図ることとします。

2 第4次総合計画と第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の関係

第2期総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法*第10条に基づき、国のデジタル総合戦略を踏まえ策定します。

また、平成31年(2019年)3月に策定した第4次総合計画の基本計画を改訂するにあたって、第2期総合戦略の策定と一体的に行うこととします。そのため、第4次総合計画基本計画改訂版の政策及び施策を、第2期総合戦略の基本目標を達成するための基本的方向・具体的施策として再整理します。

第4期総合計画基本計画改訂版と第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係(例)

第4次総合計画基本計画改訂版

大綱4 子育て・学び

政策1 子育てしやすいまちづくり

目標 安心して子供を産み育てられ、
(めざすまちの姿) すべての子供がすこやかに育つことができるまち

施策

4-1-1 就学前の教育・保育の充実 児童部
多様な保育ニーズに対応しながら、保育所や認定こども園*などの整備を進めるとともに、子供一人ひとりのすこやかな育ちを保障する質の高い教育・保育の充実を図ります。

4-1-2 地域の子育て支援の充実 児童部
妊産婦や保護者の負担や不安を軽減するため、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を提供する機会や相談体制の充実を図ります。また、訪問支援や育児教室、一時預かりなど、地域での子育て支援を切れ目なく行うとともに、子育てに関する情報を積極的に発信し、保護者が必要とする子育て支援サービスにつなげます。

4-1-3 配慮が必要な子供・家庭への支援 児童部・福祉部
発達に支援を必要とする子供や医療的ケアを必要とする子供、ひとり親家庭、生活困窮世帯の子供、ヤングケアラー*がいる家庭など、配慮が必要な子供や家庭に対し、関係機関や地域と連携しながら、個々の状況に応じた支援の充実を図ります。また、児童虐待の未然防止・早期発見のため、相談・啓発などに取り組みます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時(H29)	見直し時(R4)	目標(R10)
4-1-1	保育所などの待機児童数	55人 (H30年度)	0人	0人
4-1-2	「子育て支援コンシェルジュ」の年間利用者数	3,510人	5,978人	5,000人
4-1-2	乳幼児健診の間診における今後もこの地域で子育てをしていきたいと思う親の割合	95.9%	97.2%	98%
4-1-3	生後4か月までの乳児がいる家庭に対し保健師、助産師、民生委員・児童委員*などが訪問や面談を行った割合	72.2%	86.0%	100% (改訂前:80%)
4-1-3	「ひとり親家庭就業相談」における就業支援の利用により就業につながったひとり親の割合	87% (20人)	69.6% (16人)	100% (改訂前:50人)

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略 V 基本的方向・具体的施策・KPI

基本目標

出産・子育て・学び、未来(あす)への希望がかなうまち

基本的方向

= 対応する第4次総合計画基本計画改訂版の政策

基本的方向1 子育てしやすいまちづくり

具体的施策・KPI

= 対応する第4次総合計画基本計画改訂版の施策・施策指標

具体的施策1 就学前の教育・保育の充実
《KPI》・保育所などの待機児童数

具体的施策2 地域の子育て支援の充実
《KPI》・「子育て支援コンシェルジュ」の年間利用者数
・乳幼児健診の間診における今後もこの地域で子育てをしていきたいと思う親の割合

具体的施策3 配慮が必要な子供・家庭への支援
《KPI》・生後4か月までの乳児がいる家庭に対し保健師、助産師、民生委員・児童委員などが訪問や面談を行った割合
・「ひとり親家庭就業相談」における就業支援の利用により就業につながったひとり親の割合

3 計画期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とします。

II 第2期人口ビジョン

1 位置付け・対象期間

本市の第2期人口ビジョンは、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン*（令和元年改訂版）」の趣旨を踏まえ、本市の人口の現状分析を行い、現在の本市の人口増加基調が持続すると仮定した場合に導き出される人口推計を将来展望として示すものです。第2期人口ビジョンの人口推計の期間は、第4次総合計画の人口推計と合わせ、令和22年（2040年）までとします。

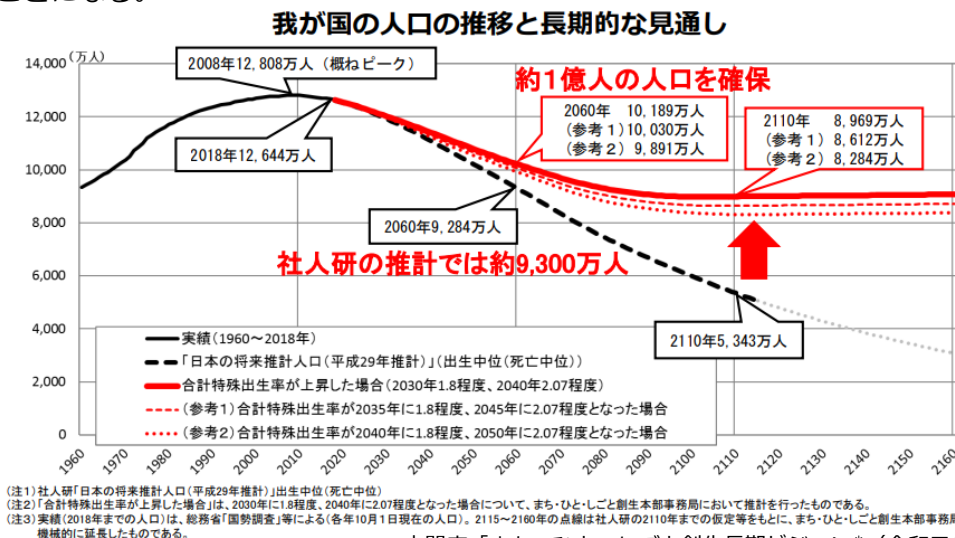
また、第2期人口ビジョンを基礎資料とし、第2期総合戦略の基本目標・数値目標を策定します。

2 国の人口ビジョン（まち・ひと・しごと創生長期ビジョン*（令和元年改訂版））概要

人口減少が急速に進むと、将来的には経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、究極的には国としての持続性すら危うくなります。このため、平成26年（2014年）に、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口減少をめぐる問題に関する国民の認識の共有をめざすとともに、今後、めざすべき将来の方向を提示することを目的として、国の人口ビジョンが策定されました。

その後の国立社会保障・人口問題研究所*の推計では、当時より人口減少のスピードはやや遅くなっているものの、決して危機的な状況が変わったわけではありません。この困難な課題に国と地方公共団体のすべての関係者が力を合わせて取り組んでいけるよう、令和元年（2019年）に改訂された国の人口ビジョン（令和元年改訂版）の概要は以下のとおりです。

- （1）合計特殊出生率*は、1970年代半ばに人口規模が長期的に維持される水準を下回り、その状態が今日まで約40年以上続いている。
- （2）国立社会保障・人口問題研究所*「将来推計人口（平成29年推計）」では、このまま人口が推移すると、2060年の総人口は9,284万人にまで落ち込むと推計されている。
- （3）仮に2040年に出生率が人口置換水準*と同程度の値である2.07まで回復するならば、2060年に総人口1億人程度を確保し、その後2100年前後には人口が定常状態になることが見込まれている。
- （4）人口減少への対策を早く講じ、出生率が早く向上すればするほど、将来人口に与える効果は大きく、出生率の向上が5年遅れるごとに、将来の定常人口はおおむね300万人ずつ減少することになる。



内閣府「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン*（令和元年改訂版）」より抜粋

3 第2期人口ビジョン及び考え方

第2期人口ビジョンについては、第1期人口ビジョンや第4次総合計画人口推計、人口実績も踏まえて検討し、人口増に寄与していると考えられる要因が今後も続くと仮定した場合の将来展望として示すものです。

(1) 第1期人口ビジョン（平成28年（2016年）3月策定）

第1期人口ビジョンは、合計特殊出生率*が令和12年（2030年）頃までに1.8程度、令和22年（2040年）頃までに2.07程度まで向上し、若者の転出超過が25%程度抑制され、子育て世帯等の転入超過が促進されると仮定して推計したものです。令和2年（2020年）には36.4万人になると推計していましたが、本市における総人口は、近年増加傾向にあり、令和2年（2020年）に行った国勢調査の結果は38.6万人です。合計特殊出生率は、令和3年（2021年）時点で1.31と、仮定値を下回りましたが、想定を大幅に超える転入超過となったことで、見込んでいたよりも2万人以上、上回る結果となりました。

(2) 第4次総合計画人口推計（平成31年（2019年）3月策定）・令和2年（2020年）実績値補完

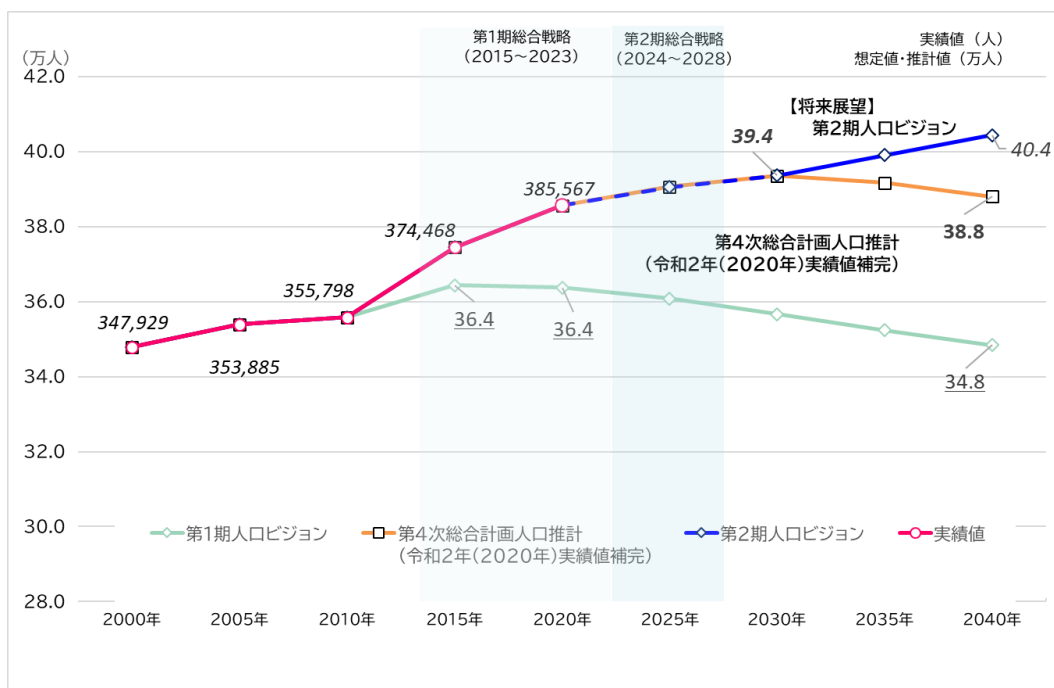
第4次総合計画基本計画の改訂にあたって、令和2年（2020年）に行った国勢調査の結果を補完した第4次総合計画人口推計では、令和12年（2030年）の39.4万人をピークに人口減少傾向に入る推計となっています。

(3) 第2期人口ビジョン（令和6年（2024年）3月策定）

第2期人口ビジョンでは、近年の転入超過（※1）の傾向が続くとともに、合計特殊出生率*1.47前後（※2）が続くと仮定して推計しています。人口増加が続き、令和22年（2040年）には40.4万人になると想定できます。

- ※1 平成27年（2015年）から令和2年（2020年）までの国勢調査及び令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの住民基本台帳による傾向
- ※2 本市を含め全国的に出生率が回復傾向にあった平成27年（2015年）ごろの本市の出生の傾向（国立社会保障・人口問題研究所*が示す「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」）

人口ビジョン及び第4次総合計画人口推計



4 年齢3区分人口

令和2年（2020年）の国勢調査の結果によると、0～14歳の年少人口が13.5%、15～64歳の生産年齢人口が62.6%、65歳以上の高齢者人口が23.8%です。

年少人口の比率について、令和2年（2020年）時点では第1期人口ビジョンを上回っていますが、第4次総合計画人口推計（令和2年（2020年）実績値補完）では、今後は年少人口比率の低下が進み、令和22年（2040年）には11%まで低下すると推計しています。第2期人口ビジョンでも低下傾向にありますが、13%程度を維持する想定です。

生産年齢人口の比率については、いずれの推計においても低下の傾向が見られますが、第1期人口ビジョンと第2期人口ビジョンを比較すると、その低下の速度は改善する想定です。

高齢者人口の比率について、第1期人口ビジョン及び第4次総合計画人口推計（令和2年（2020年）実績値補完）では、令和22年（2040年）に30%を超える推計となっています。第2期人口ビジョンでは30%を超えることなく推移し、75歳以上人口についても緩やかに上昇する想定です。

年齢3区分人口

		実績値←→推計値					(万人)				
		平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	
第1期 人口ビジョン	総人口	34.8	35.4	35.6	36.4	36.4	36.1	35.7	35.2	34.8	
	0～14歳	5.1	5.1	5.0	4.9	4.8	4.7	4.7	4.9	5.1	
	15～64歳	25.2	24.5	23.5	22.8	22.3	21.9	21.1	19.9	18.5	
	65歳以上	4.5	5.8	7.0	8.7	9.3	9.5	9.8	10.5	11.2	
	(75歳以上)	1.6	2.2	3.0	4.0	4.9	5.8	6.0	5.9	6.1	
	0～14歳	14.7%	14.5%	14.2%	13.5%	13.1%	13.1%	13.3%	13.9%	14.7%	
	15～64歳	72.4%	69.3%	66.1%	62.7%	61.4%	60.7%	59.1%	56.4%	53.2%	
	65歳以上	12.9%	16.3%	19.7%	23.8%	25.6%	26.2%	27.6%	29.8%	32.1%	
	(75歳以上)	4.6%	6.3%	8.5%	11.0%	13.3%	16.1%	16.9%	16.8%	17.4%	
第4次 総合計画 人口推計 (令和2年 (2020年) 実績値補完)	総人口	34.8	35.4	35.6	37.4	38.6	39.1	39.4	39.2	38.8	
	0～14歳	5.1	5.1	5.0	5.2	5.2	5.1	4.8	4.4	4.3	
	15～64歳	25.2	24.5	23.5	23.6	24.2	24.5	24.6	23.9	22.6	
	65歳以上	4.5	5.8	7.0	8.6	9.2	9.5	10.0	10.9	11.9	
	(75歳以上)	1.6	2.2	3.0	3.9	4.8	5.8	6.1	6.0	6.3	
	0～14歳	14.7%	14.5%	14.2%	13.9%	13.5%	13.0%	12.1%	11.3%	11.0%	
	15～64歳	72.4%	69.3%	66.1%	63.1%	62.6%	62.8%	62.4%	60.9%	58.3%	
	65歳以上	12.9%	16.3%	19.7%	22.9%	23.8%	24.3%	25.5%	27.8%	30.8%	
	(75歳以上)	4.6%	6.3%	8.5%	10.5%	12.4%	14.8%	15.4%	15.4%	16.2%	
第2期 人口ビジョン	総人口	34.8	35.4	35.6	37.4	38.6	39.1	39.4	39.9	40.4	
	0～14歳	5.1	5.1	5.0	5.2	5.2	5.4	5.3	5.1	5.1	
	15～64歳	25.2	24.5	23.5	23.6	24.2	24.2	24.0	24.1	23.7	
	65歳以上	4.5	5.8	7.0	8.6	9.2	9.5	10.0	10.8	11.6	
	(75歳以上)	1.6	2.2	3.0	3.9	4.8	5.8	6.1	6.0	6.3	
	0～14歳	14.7%	14.5%	14.2%	13.9%	13.5%	13.8%	13.5%	12.8%	12.6%	
	15～64歳	72.4%	69.3%	66.1%	63.1%	62.6%	62.0%	61.1%	60.3%	58.6%	
	65歳以上	12.9%	16.3%	19.7%	22.9%	23.8%	24.3%	25.4%	26.9%	28.8%	
	(75歳以上)	4.6%	6.3%	8.5%	10.5%	12.4%	14.8%	15.4%	15.1%	15.5%	

Ⅲ 進捗管理

第2期総合戦略では、まち・ひと・しごと創生を図るための基本目標を掲げ、基本目標を実現するための具体的施策を提示します。

その推進にあたっては、第1期総合戦略と同様に、実施した施策の成果・進捗などを検証し、適宜、改善を行いながら施策を推進するといったPDCAサイクル*に沿って、効果的・効率的に取り組を進めます。

評価は、第4次総合計画の評価（行政評価*）と合わせて実施することとし、推進機関である、関係部局の長で構成する「吹田市まち・ひと・しごと創生推進委員会」、客観性や透明性を確保するとともに多様な意見を反映させるため、市民・産業界・大学などの関係者で構成する「吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議」を、必要に応じて開催します。

また、基本目標における数値目標及びKPI*の2種類の指標を設定し、基本目標の達成度や施策の成果を検証するために用います。

【指標】

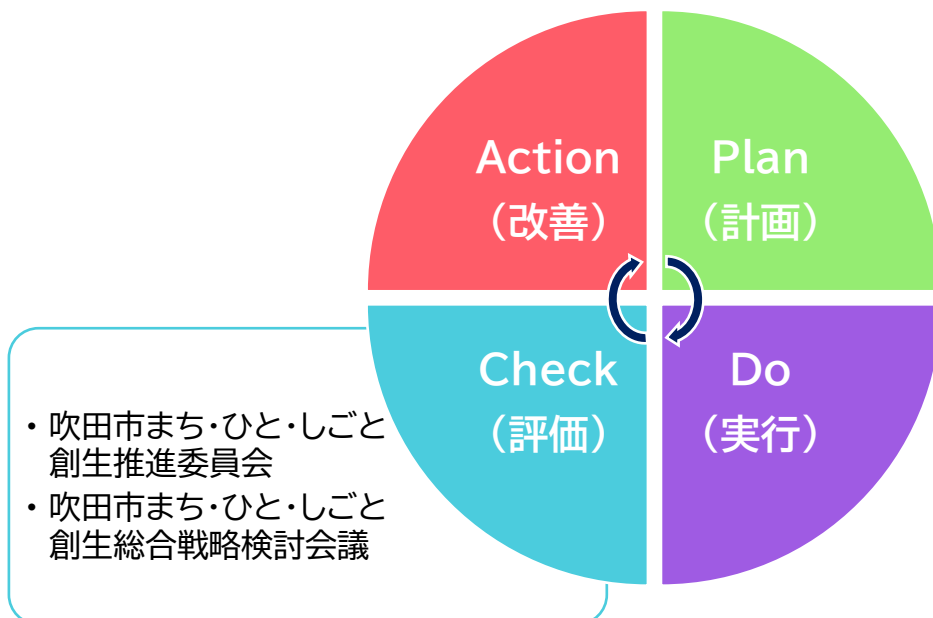
- 基本目標における数値目標

基本目標の達成度を測るための指標とします。

- KPI*

基本目標の実現のために実施した具体的施策について、成果や進捗を客観的に評価するための指標とします。

【PDCA サイクル*】



IV 基本目標・数値目標

将来展望として示した第2期人口ビジョンでは、合計特殊出生率*1.47前後と転入超過の継続を前提に、令和22年（2040年）においても人口は増加し、年少人口割合が現在と同水準の13%程度を維持するというシミュレーションをしています。その一方で65歳以上の高齢者人口も増加し、特に75歳以上高齢者の割合は令和12年（2030年）には15%を超えると想定しています。こうした将来展望を踏まえ、4つの基本目標を定めるとともに、令和10年度（2028年度）に達成すべき数値目標を設定します。

1 基本目標

4つの基本目標と、それぞれの基本目標が関連する第4次総合計画の主な大綱は次のとおりです。政策・施策との関連は、「V 基本的方向・具体的施策・KPI」で整理します。

基本目標	第4次総合計画 関連する主な大綱
1 出産・子育て・学び、未来（あす）への希望がかなうまち	大綱4（子育て・学び）
2 自分らしく笑涯（しょうがい）輝き、健やかに暮らせるまち	大綱3（福祉・健康）
3 住むにも働くにもぴったりの魅力あふれるまち	大綱7（都市魅力）
4 誰もが安心して暮らし続けられるまち	大綱1（人権・市民自治） 大綱2（防災・防犯） 大綱5（環境） 大綱6（都市形成）
共通する視点 デジタルの力を活用した課題解決・広域連携	大綱8（行政経営）

基本目標1 出産・子育て・学び、未来（あす）への希望がかなうまち

出生率の低下が続く中、人口ビジョンの想定に近づけていくためには、これまで以上に子育ての不安や負担の軽減を図ることが重要です。それによって出産・子育てに前向きな希望をもつ若い世代が増え、子育て世帯の転入意向・定住意向にもつながるものと考えます。

安心して子供を産み育てることができるよう、妊娠・出産から子育て期までの切れ目ない包括的な相談支援体制の構築や、働きながら子育てができる環境の整備、すべての子供の豊かな学びの提供など、家庭、地域、学校などとの連携のもと、子育て・教育環境の充実をめざします。

基本目標2 自分らしく笑涯（しょうがい）輝き、健やかに暮らせるまち

本市の平均寿命・健康寿命*は国や大阪府の値を上回っています。今後は、健康寿命*のさらなる延伸を図るとともに、どのような健康状態であっても、すべての市民が心豊かに生活できるよう、個人を取り巻く社会環境の整備やその改善を通じて、生活の質の向上をめざしていくことが重要です。そのためには、若い世代からの健康づくりや、今後、さらに進行する高齢化に向けた介護予防を推進するとともに、介護や介助が必要となっても安心して暮らせるまちづくりが必要です。

自分らしく、人生を通じて笑って（＝「笑涯（しょうがい）」）輝き、健やかに暮らし続けられるよう、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らすための施策の充実をめざします。

基本目標3 住むにも働くにもぴったりの魅力あふれるまち

本市は、高い利便性と豊かなみどりなどにより、良好な住環境が形成されています。また、多くの企業が立地する産業集積都市であり、開業率は全国的にも高い水準にあります。

市民が愛着をもち、住み続けたい、離れてもまた戻りたいと思えるまちに向け、市の強みや魅力のさらなる向上と新たな魅力づくりに取り組む必要があります。また、雇用の創出や地域経済の活性化をめざし、地元企業の事業活動や創業支援に取り組むことも必要です。

そういった本市の「住むにも働くにもぴったり」な魅力を向上させることにより、転入超過につなげるとともに、まちへの愛着の高まりによって定住人口の増加をめざします。

基本目標4 誰もが安心して暮らし続けられるまち

人権尊重と市民自治の確立をはじめ、安心して安全に暮らせるまちに向けた防災・減災、防犯などの取組、持続可能な社会をめざした脱炭素*、資源循環、自然共生の取組、みどり豊かで安全・快適に暮らせる魅力ある都市空間の形成、市民の暮らしを支える道路・上下水道などの都市施設の計画的な整備や維持管理・更新など、誰もが安心して暮らし続けられるまちをめざし、さまざまな施策の推進に取り組めます。

基本目標に共通する視点 デジタルの力を活用した課題解決・広域連携

国のデジタル総合戦略では、「デジタルの力を活用して地方の社会課題解決に向けた取組を加速化・深化」することを施策の方向として掲げ、デジタル実装*の基礎条件整備を進めていくとしています。本市においても、ICT*の利活用とデジタルデバインド*対策を進め、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）*の推進により、デジタルの力を活用した課題解決を図ります。

同じく国は、社会課題や地域がめざす理想像が共通する地域も存在することから、同様の社会課題を抱える複数の地方公共団体が連携し、効果的かつ効率的に課題解決に取り組むことが重要としています。本市も各基本目標の達成やデジタル活用による課題解決に向け、それぞれの自治体もつ強みを生かし、情報を共有するなど、他の自治体とも協力・連携して地域の課題に取り組むため、地域の枠を越えた自治体間の広域連携、近隣中核市との連携に努めます。

2 数値目標

4つの基本目標の進捗状況を測るため、3つの数値目標を設定します。これらの数値目標は、どれか1つの基本目標及びそのための施策のみによって達成されるものではなく、さまざまな施策が相互に作用することで達成されるものであることから、全体の数値目標として位置づけます。

数値目標1 年少人口割合 13%以上を維持

国の年少人口（0～14歳）割合は、令和2年（2020年）に11.9%であり、5年前と比較すると減少傾向にあります。

本市の年少人口割合は、令和2年（2020年）に13.5%と国よりも上回っており、減少も緩やかではあるものの、減少傾向にあることには違いありません。

第4次総合計画の人口推計では、令和7年（2025年）は13.0%ですが、令和22年（2040年）には11.0%となり、年少人口割合は緩やかに減少していくと予想しています。

第2期人口ビジョンの想定では、令和12年（2030年）の年少人口割合が13.5%であることから、「**年少人口割合 13%以上を維持**」を目標とします。

数値目標2 健康寿命 平均寿命の増加分を上回る増加

平均寿命・健康寿命*（令和2年（2020年））

	男性		女性	
	平均寿命	健康寿命*	平均寿命	健康寿命*
国	81.5歳	80.1歳	87.6歳	84.4歳
大阪府	80.8歳	79.3歳	87.4歳	83.9歳
吹田市	83.1歳	81.7歳	88.5歳	85.2歳

本市は、男女ともに平均寿命、健康寿命*のいずれも国・府の値を上回っています。今後も平均寿命が延伸することを前提とした上で、「**平均寿命の増加分を上回る健康寿命*の増加**」を目標とします。

数値目標3 市民の定住意向 70%

市が実施する市民意識調査において、「今住んでいるところが気に入っているので、住み続けようと思っている」と答えた市民の割合は、平成26年度（2014年度）には57.8%でしたが、令和4年（2022年度）には61.4%と8年間で3.6ポイント上昇しています。

第4次総合計画では、令和10年度（2028年度）の目標を70%としていることから、同様に、「**市民の定住意向 70%**」を目標とします。

V 基本的方向・具体的施策・KPI

基本目標の実現のため、目標ごとに基本的方向を定め、それに沿って具体的施策を進めます。基本的方向及び具体的施策は、第4次総合計画基本計画改訂版の政策及び施策を位置づけ、同じく施策指標をKPI*とします。

基本的方向・具体的施策の表の見方

「第4次総合計画基本計画改訂版」の大綱・政策・施策番号及び記載ページ

基本的方向1 平和と人権を尊重するまちづくり	大綱1政策1	p.12~13
具体的施策1 男女共同参画の推進		施策1-1-3

基本目標1 出産・子育て・学び、未来(あす)への希望がかなうまち

基本的方向1 平和と人権を尊重するまちづくり	大綱1政策1	p.12~13
-------------------------------	---------------	---------

具体的施策1 男女共同参画の推進		施策1-1-3
------------------	--	----------------

基本的方向2 子育てしやすいまちづくり	大綱4政策1	p.28~29
----------------------------	---------------	---------

具体的施策1 就学前の教育・保育の充実		施策4-1-1
---------------------	--	----------------

具体的施策2 地域の子育て支援の充実		施策4-1-2
--------------------	--	----------------

具体的施策3 配慮が必要な子供・家庭への支援		施策4-1-3
------------------------	--	----------------

基本的方向3 学校教育の充実したまちづくり	大綱4政策2	p.30~31
------------------------------	---------------	---------

具体的施策1 学校教育の充実		施策4-2-1
----------------	--	----------------

具体的施策2 学校教育環境の整備		施策4-2-2
------------------	--	----------------

基本的方向4 青少年がすこやかに育つまちづくり	大綱4政策3	p.32~33
--------------------------------	---------------	---------

具体的施策1 青少年の健全育成		施策4-3-1
-----------------	--	----------------

具体的施策2 放課後の居場所の充実		施策4-3-2
-------------------	--	----------------

基本目標2 自分らしく笑涯(しょうがい)輝き、健やかに暮らせるまち

基本的方向1 高齢者の暮らしを支えるまちづくり	大綱3政策1	p.20~21
--------------------------------	---------------	---------

具体的施策1 生きがいづくりと社会参加の促進		施策3-1-1
------------------------	--	----------------

具体的施策2 暮らしを支える支援体制の充実		施策3-1-2
-----------------------	--	----------------

具体的施策3 介護保険制度の安定的運営		施策3-1-3
---------------------	--	----------------

基本的方向2 障がい者の暮らしを支えるまちづくり	大綱3政策2	p.22~23
---------------------------------	---------------	---------

具体的施策1 生活支援など暮らしの基盤づくり		施策3-2-1
------------------------	--	----------------

具体的施策2 社会参加の促進		施策3-2-2
----------------	--	----------------

基本的方向3	地域での暮らしを支えるまちづくり	大綱3政策3	p.24~25
具体的施策1	地域福祉の推進		施策3-3-1
具体的施策2	生活困窮者への支援と社会保障制度の適正な運営		施策3-3-2
基本的方向4	健康・医療のまちづくり	大綱3政策4	p.26~27
具体的施策1	健康づくりの推進		施策3-4-1
具体的施策2	健康で安全な生活の確保		施策3-4-2
具体的施策3	地域医療体制の充実		施策3-4-3
具体的施策4	健都を生かした健康づくりと医療イノベーションの促進		施策3-4-4
基本的方向5	生涯にわたり学べるまちづくり	大綱4政策4	p.34~35
具体的施策1	生涯学習活動の支援		施策4-4-1
具体的施策2	生涯学習環境の整備		施策4-4-2
基本的方向6	文化・スポーツに親しめるまちづくり	大綱7政策2	p.44~45
具体的施策1	地域におけるスポーツの振興		施策7-2-3
基本目標3	住むにも働くにもぴったりの魅力あふれるまち		
基本的方向1	地域経済の活性化を図るまちづくり	大綱7政策1	p.42~43
具体的施策1	産業振興と創業支援		施策7-1-1
具体的施策2	就労と働きやすい環境づくりへの支援		施策7-1-2
基本的方向2	文化・スポーツに親しめるまちづくり	大綱7政策2	p.44~45
具体的施策1	文化の振興		施策7-2-1
具体的施策2	文化財の保存と活用		施策7-2-2
基本的方向3	市民が愛着をもてるまちづくり	大綱7政策3	p.46~47
具体的施策1	魅力の向上と発信		施策7-3-1
具体的施策2	本市独自の強みを生かしたまちづくり		施策7-3-2
基本目標4	誰もが安心して暮らし続けられるまち		
基本的方向1	平和と人権を尊重するまちづくり	大綱1政策1	p.12~13
具体的施策1	非核平和への貢献		施策1-1-1
具体的施策2	人権の保障		施策1-1-2

基本的方向 2	市民自治によるまちづくり	大綱 1 政策 2	p.14~15
具体的施策 1	情報共有の推進		施策 1-2-1
具体的施策 2	市民参画・協働の推進		施策 1-2-2
具体的施策 3	コミュニティ活動への支援		施策 1-2-3
基本的方向 3	災害に強く安心して暮らせるまちづくり	大綱 2 政策 1	p.16~17
具体的施策 1	危機管理体制の充実		施策 2-1-1
具体的施策 2	防災力・減災力の向上		施策 2-1-2
具体的施策 3	消防・救急救命体制の充実		施策 2-1-3
基本的方向 4	犯罪を許さないまちづくり	大綱 2 政策 2	p.18~19
具体的施策 1	防犯力の向上		施策 2-2-1
具体的施策 2	消費者意識の向上		施策 2-2-2
基本的方向 5	環境先進都市のまちづくり	大綱 5 政策 1	p.36~37
具体的施策 1	脱炭素社会*への転換の推進		施策 5-1-1
具体的施策 2	資源を大切にす社会システムの形成		施策 5-1-2
具体的施策 3	安全で健康な生活環境の保全と自然共生の推進		施策 5-1-3
基本的方向 6	みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり	大綱 6 政策 1	p.38~39
具体的施策 1	土地利用誘導と良好な景観形成		施策 6-1-1
具体的施策 2	良好な住環境の形成		施策 6-1-2
具体的施策 3	みどりの保全と創出		施策 6-1-3
基本的方向 7	安全・快適な都市を支える基盤づくり	大綱 6 政策 2	p.40~41
具体的施策 1	道路などの整備		施策 6-2-1
具体的施策 2	水道の整備		施策 6-2-2
具体的施策 3	下水道の整備		施策 6-2-3
具体的施策 4	交通環境の整備		施策 6-2-4
基本的方向 8	行政資源の効果的活用	大綱 8 政策 1	p.48~49
具体的施策 1	公共施設の最適化*		施策 8-1-2
具体的施策 2	働きやすい職場づくり・人材育成の推進		施策 8-1-3

基本目標に共通する視点 デジタルの力を活用した課題解決・広域連携

基本的方向 1	行政資源の効果的活用	大綱 8 政策 1	p.48~49
具体的施策 1	効果的・効率的な行財政運営の推進		施策 8-1-1
具体的施策 2	ICT*の利活用		施策 8-1-4

VI 附属資料

1 第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括

第1期総合戦略における重点取組を企画立案するための基礎資料とするため、第1期人口ビジョンを策定し、人口動向の現状や将来推計の分析等を踏まえ、本市のめざすべき将来像を展望しました。

また、第1期人口ビジョンの将来展望を踏まえ、第1期総合戦略において、4つの基本目標を定め、それぞれに数値目標も合わせて設定しました。さらに、4つの基本目標を達成するための基本的方向、それらを実現するための具体的施策として33のアクションプランを設定しました。

(1) 第1期人口ビジョンの推計及び実績

【推計】

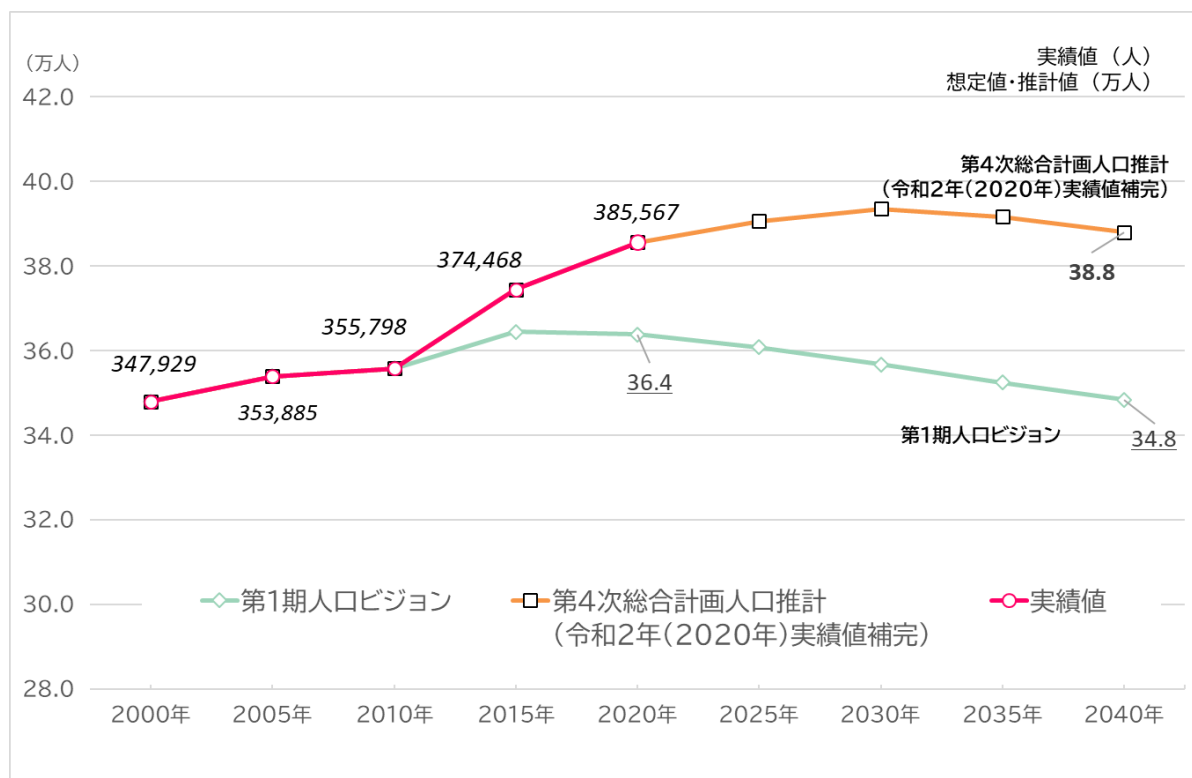
次の3つの基本的視点に立った取組を行うことにより、合計特殊出生率*が令和12年(2030年)頃までに1.8程度、令和22年(2040年)頃までに2.07程度まで向上し、学生をはじめとする若者の転出超過が25%程度抑制され、子育て世帯等の転入超過が促進される結果として、令和42年(2060年)頃に32万人以上の人口を確保することができると推計。

《基本的視点》

- ① 若い世代の就労・結婚・出産・子育ての希望を実現できる環境を整えます。
- ② 「住みたいまち」としての魅力を高め、定住・転入を促進します。
- ③ 人口減少・超高齢化によって生じる課題に対応するとともに、健康寿命*の延伸を図り、安心して暮らし続けられるまちを実現します。

【実績】

第4次総合計画人口推計(令和2年(2020年)実績値補完)では、令和22年(2040年)に38.8万人と推計しており、第1期人口ビジョンの推計人口34.8万人を確保できる見込みです。



(2) 4つの基本目標の達成状況（令和4年度（2022年度））（達成は★）

それぞれの基本目標に基づき設定した11の数値目標のうち、達成した目標が6、未達成の目標が5で、達成率は54.5%でした。

転入超過の維持、市民の定住意向の高まり、安心して子育てができる環境にあると思う世帯の割合の増加、市内大学生の市内企業への就職希望率の向上など、人口増につながる数値目標を達成することができました。

基本目標1 企業が成長し、地域経済に元気をもたらすまち

数値目標	策定時	令和4年度 (2022年度) 実績	目標値
事業所における労働生産性 (従業員1人あたり付加価値額)	480万円 (H24)	493万円 (H28)	504万円
開業率－廃業率	2.1ポイント (H26)	△2.4ポイント (H28)	3ポイント以上
商店街等における空き店舗率	9.0% (H27)	9.2%	7.3%以下

基本目標2 「住む」「楽しむ」新たな魅力が見つかるまち

数値目標	策定時	令和4年度 (2022年度) 実績	目標値
★ 転入超過を維持	1,939人 (H26)	2,572人	維持
★ 市民の定住意向	57.8% (H26)	61.4%	60%以上
本市観光施設利用者数（累計）	367万人 (H25)	3,208万人 (R3)	累計1億人

基本目標3 就職・子育ての希望がかない、未来を担う人材が育つまち

数値目標	策定時	令和4年度 (2022年度) 実績	目標値
就労支援施策等による若年者の就職者数 (累計)	299人 (H26)	1,652人	2,250人
★ 市内大学生の市内企業への就職希望率	30.8% (H27)	56.7% (R2)	35.8%
★ 安心して子育てができる環境にある と思う子育て世帯の割合	62.3% (H26)	70.4%	70%
★ 保育所待機児童数	90人 (H27)	0人	0人

基本目標4 誰もが安心して暮らせる「幸齢社会」が実現するまち

数値目標	策定時	令和4年度 (2022年度) 実績	目標値
★ 健康寿命*	男性 79.94歳 女性 83.66歳 (H22)	男性 81.7歳 女性 85.2歳 (R2)	男性 81歳 女性 85歳

(3) アクションプランの達成状況（令和4年度（2022年度））

具体的施策を33のアクションプランとしてまとめ、その達成状況を測るため、77のKPI*を設定しました。また、各アクションプランを「A：目標達成に向け取組が進んでいる」「B：目標達成に向け取組の強化が必要又は直近実績から後退している」「C：方針、具体策等を検討中」「D：未着手又はアクションプランの見直しが必要」の4段階で評価しています。その達成状況の一覧は、次の表のとおりです。

		基本目標 1	基本目標 2	基本目標 3	基本目標 4	合計
KPI の 達 成 状 況	KPI 数	9	14	23	31	77
	達成※	2	6	10	15	33
	未達成	7	8	13	16	44
	達成率	22.2%	42.9%	43.5%	48.4%	42.9%
評 価	施策数	5	6	9	13	33
	A	3	5	6	12	26
	B	2	1	3	1	7

※最新の実績値が令和4年度（2022年度）以前のものを含む。

KPI*の達成状況は、達成が33、未達成が44、達成率は42.9%でした。また、施策の評価はA評価が26、B評価が7でした。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響によりKPI*が未達成となったものもあり、KPI*に掲げる事業以外で基本目標の達成に資する取組を行った場合には、A評価としたものもあります。

(4) 総括

基本目標2、3及び4の数値目標については、半数以上が目標を達成しています。

各アクションプランに基づいて取組を進めてきたものの、KPI*を達成できていない項目が多くあります。策定から10年近くが経過する中で、新型コロナウイルス感染症感染拡大などにより社会状況も大きく変化したことから、設定したKPI*とは別の取組で、基本目標の達成に資する取組により補っている項目もありました。

2 第2期人口ビジョンの推計方法

1 推計フレーム

コーホート要因法

(年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因(死亡、出生及び人口移動)ごとに計算して将来の人口を求める方法)

2 ベースとなる人口

令和2年(2020年)国勢調査の総人口及び男女別・年齢5歳階級別人口

3 自然増減

国立社会保障・人口問題研究所*「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」における吹田市の比率を使用

(1) 出生

吹田市の子ども女性比(0-4歳人口と15-49歳女性人口の比):0.2前後

→合計特殊出生率*(1人の女性が一生の間に生む子供の数)に換算:1.47前後

(2) 死亡

性別・年齢5歳階級別の生残率から推計

4 社会増減

純移動率(1,000人あたりの移出入の割合)を使用

(1) 市域全体

平成27年(2015年)から令和2年(2020年)までの国勢調査における純移動率(千里ニュータウン以外)及び近年の純移動の状況が維持すると仮定

(2) 千里ニュータウン

平成18年(2006年)から平成27年(2015年)までの10年間の開発動向と平成28年(2016年)時点で把握していた開発計画、残された開発余地等から平成27年(2015年)以降の増加人数を想定

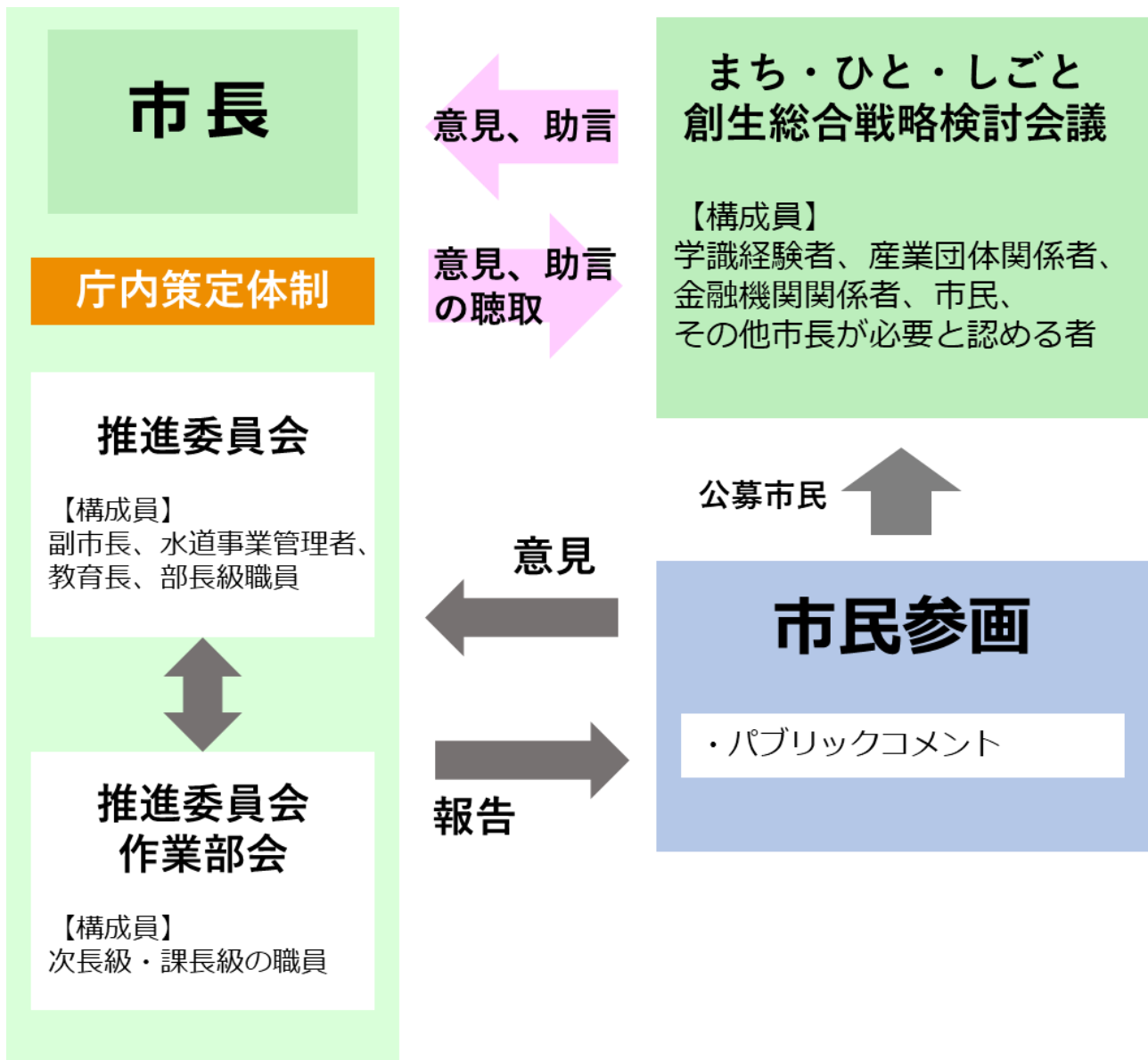
- ・住宅開発がなされた際の1戸当たりの人口増加数を3.1人と想定(過去実績)
- ・開発余地のうち、過去の実績から面積当たりの戸数の平均値を算出し、新規開発戸数を想定(既存住宅の建て替え相当分の戸数は除く)→今後20年で3,152戸の開発見込み
- ・想定増加人口は $3.1 \text{ 人} \times 3,152 \text{ 戸} = 9,771 \text{ 人}$
- ・その人数を平成27年(2015年)から令和12年(2030年)までの間を3期に分けて、該当分の増加人数を割り振り

3 用語集

用語	説明	掲載箇所
ICT	情報や通信に関する技術の総称。Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。	基本目標・数値目標 基本的方向・具体的施策・KPI
行政評価	市が実施した取組の成果や進捗状況を客観的な評価基準に基づき、把握・分析すること。	進捗管理
KPI	Key Performance Indicator（重要業績評価指標）の略。目標の実現のために実施した具体的な施策について、成果や進捗を客観的に評価するための指標。	進捗管理 基本的方向・具体的施策・KPI 附属資料
健康寿命	世界保健機関（WHO）が平成12年（2000年）に提唱した指標。一般に、健康状態で生活することができる平均期間又はその指標の総称をさす。健康日本21（第2次）では、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定められている。その期間を可能な限り長くできるように、平均寿命と健康寿命の差を縮めることが重要。	基本目標・数値目標 附属資料
公共施設の最適化	市が保有する公共施設（学校、保育所、公民館などの一般建築物、道路などのインフラ系施設、ごみ焼却場などのプラント系施設など）について、人口動向の変化や各施設の老朽化などに対応しながら限られた予算の中で最適な整備・配置・維持保全などを行うこと。	基本的方向・具体的施策・KPI
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢ごとの出生率を合計したもので、一人の女性が生涯、何人の子供を産むかを推計したもの。	第2期人口ビジョン 基本目標・数値目標 附属資料
国立社会保障・人口問題研究所	社会保障及び人口問題に関する調査及び研究を行うことを通じて、国民の福祉向上に貢献することを目的として設立された研究所。	第2期人口ビジョン 附属資料
人口置換水準	人口規模が維持される合計特殊出生率の水準のこと。	第2期人口ビジョン
脱炭素（社会）	二酸化炭素の排出を従来よりも低く抑える低炭素社会に対して、二酸化炭素排出量を実質的にゼロにした社会のこと。	基本目標・数値目標 基本的方向・具体的施策・KPI
地方創生	少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことをめざすもの。	序論
デジタル実装	デジタル技術を活用した新たな仕組みを、社会において実際に使用できる状態にすること。	基本目標・数値目標
デジタルデバイド	情報格差ともいう。年齢・身体・社会的条件等によって、インターネット等のICTを利用し使いこなせる人と使いこなせない人との間に生じる格差。	基本目標・数値目標
デジタル田園都市国家構想総合戦略	「デジタルの力で、地方の個性を活かしながら社会課題の解決と魅力の向上を図り、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」をめざす「デジタル田園都市国家構想」を実現するために、各府省庁の施策を充実・強化し、施策ごとに2027年度までのKPIとロードマップ（工程表）を位置付けたもの。	序論

用語	説明	掲載箇所
デジタル・トランスフォーメーション（DX）	Digital Transformation、デジタル変革のこと。ICT が、あらゆる領域（例えば、産業構造や社会基盤）に影響することによってもたらされる変革。	基本目標・数値目標
PDCA サイクル	P（Plan：計画）、D（Do：実行）、C（Check：評価）、A（Action：改善）のサイクルによる施策や事業などの立案から評価に至るまでのプロセス。	進捗管理
まち・ひと・しごと創生長期ビジョン	人口減少をめぐる問題に関する国民の認識の共有をめざすとともに、今後、めざすべき将来の方向を提示することを目的として策定された長期ビジョン。	第2期人口ビジョン
まち・ひと・しごと創生法	人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力のある日本社会を維持していくため、制定された法律。	序論

4 策定組織図



5 まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議委員

1号委員（学識経験者）

- ◎ 北村 亘 大阪大学大学院法学研究科 教授
井元 真澄 梅花女子大学心理こども学部 教授
松浦 敏雄 大和大学理工学部 教授

2号委員（産業団体関係者）

- 柴田 仁 吹田商工会議所 会頭

3号委員（金融機関関係者）

- 枝松 辰義 日本政策金融公庫 吹田支店長兼国民生活事業統轄

4号委員（市民）

- 川崎 心太郎 公募市民
原田 佳奈 公募市民

5号委員（その他市長が必要と認める者（報道機関関係者））

- 八木 浩子 株式会社ジェイコムウエスト北大阪局 地域プロデューサー

5号委員（その他市長が必要と認める者（労働団体関係者））

- 徳原 秀樹 連合大阪吹撮地区協議会 事務局長

※令和5年（2023年）6月26日現在

※◎は委員長、○は副委員長

委員長、副委員長以外は選出区分ごとの五十音順・敬称略。

選出区分の号は、吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議設置要領第3条第2項の各号による。

6 策定経過

	推進委員会・作業部会 (庁内組織)等	まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議 市民参画
令和4年度 (2022年度)	<p>R4.8.10 R4 第1回まち・ひと・しごと創生推進委員会 (進捗状況報告)</p> <p>R4.9.30 R4 第2回まち・ひと・しごと創生推進委員会 (R3 進捗状況報告)</p> <p>R4.11.16 R4 第3回まち・ひと・しごと創生推進委員会 (第2期人口ビジョン案)</p> <p>R5.3.28 R4 第4回まち・ひと・しごと創生推進委員会 (第4次総合計画基本計画改訂版素案の中で 検討)</p>	
令和5年度 (2023年度)	<p>R5.5.9~5.12 R5 第1回まち・ひと・しごと創生推進委員会 作業部会 (R4 進捗状況報告・第2期総合戦略骨子案)</p> <p>R5.5.30 R5 第1回まち・ひと・しごと創生推進委員会 (R4 進捗状況報告・第2期総合戦略骨子案)</p> <p>R5.8.7 R5 第2回まち・ひと・しごと創生推進委員会 作業部会(書面開催) (第2期総合戦略素案)</p> <p>R5.8.18 R5 第2回まち・ひと・しごと創生推進委員会 (第2期総合戦略素案)</p> <p>R5.8.25~9.25 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略素案に 対する職員意見募集</p> <p>R5.10.6 R5 第3回まち・ひと・しごと創生推進委員会 作業部会(書面開催) (第2期総合戦略案)</p> <p>R5.10.17 R5 第3回まち・ひと・しごと創生推進委員会 (第2期総合戦略案)</p> <p>R6.1.29 政策会議</p>	<p>R5.6.26 第1回まち・ひと・しごと創生総合戦略 検討会議 (第2期総合戦略素案)</p> <p>R5.8.25~9.25 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略素案に 対するパブリックコメント</p>

7 要領等

1 まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議設置要領

吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議設置要領

制 定 平成27年 3月31日
最近改正 令和 5年 4月 1日

(目的)

第1条 この要領は、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に基づき、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、「総合戦略」という。)を策定・推進するにあたり、必要な意見又は助言を聴取するため、吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議(以下、「検討会議」という。)を設置する。

(意見等を聴取する事項)

第2条 検討会議において意見等を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略に関する事項
- (2) 吹田市人口ビジョンに関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討会議は、委員9人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 産業団体関係者
- (3) 金融機関関係者
- (4) 市民
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。委員が欠けた場合に選任 する委員の任期は、前の委員の任期の残期間とする。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第4条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、検討会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

(会議)

第6条 検討会議は、市長が招集する。

2 委員長は、同会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(報償)

第7条 委員への謝礼は、検討会議出席1回につき8,400円を支払うものとする。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、検討会議の構成及び運営に関し必要な事項は、行政経営部長が定める。

附 則

この要領は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

2 まち・ひと・しごと創生推進委員会設置要領

吹田市まち・ひと・しごと創生推進委員会設置要領

制 定 平成27年 3月31日
最近改正 令和 5年 4月 1日

(目的)

第1条 この要領は、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に基づき、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)を策定・推進するに当たり、必要な事務を総合的かつ円滑に推進するため、吹田市まち・ひと・しごと創生推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)総合戦略に関する事項
- (2)吹田市人口ビジョンに関する事項
- (3)その他委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、行政経営部担当副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長以外の副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表のとおりとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、市の職員のうちから委員を指名することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長を務める。

- 2 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案策定等を円滑に行い、職員参加を推進するため、推進委員会に作業部会を置く。

(作業部会の構成)

第7条 作業部会は、推進委員会委員長が指名する職員をもって組織する。

- 2 作業部会の運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、行政経営部長が定める。

附 則

この要領は、平成27年3月31日から施行する。

附 則(省略)

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別 表

副市長
水道事業管理者
教育長
危機管理監
総務部長
行政経営部長
税務部長
市民部長
理事（人権政策・ウクライナ避難民支援担当）
都市魅力部長
児童部長
理事（家庭児童相談担当）
福祉部長
理事（福祉指導監査担当）
健康医療部長
保健所長
環境部長
都市計画部長
理事（公共施設整備担当）
土木部長
理事（地域整備担当）
下水道部長
会計管理者
消防長
消防本部理事（大規模特異災害担当）
水道部長
学校教育部長
教育監
地域教育部長

3 まち・ひと・しごと創生推進委員会作業部会設置基準

吹田市まち・ひと・しごと創生推進委員会作業部会設置基準

制 定 令和 5年 4月 1日

(設置)

第1条 本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定・推進に関し、吹田市まち・ひと・しごと創生推進委員会設置要領第6条の規定に基づき、まち・ひと・しごと創生推進委員会(以下「推進委員会」という。)に吹田市まち・ひと・しごと創生推進委員会作業部会(以下「作業部会」という。)を設置する。

(作業部会の構成)

第2条 推進委員会は、総合戦略の策定・推進に必要な数の作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、推進委員会委員長(以下「委員長」という。)が指名する別表に掲げる者をもって組織する。ただし、委員長が必要と認めるときは、前項に規定する作業部会のほか、任意の作業部会を設置することができる。
- 3 作業部会の構成について、素案策定等を円滑に行うために必要な場合は、別表に掲げる者に代わり、原則として、部会長及び副部会長の場合は次長級職員又は課長級職員に、部会員の場合は課長代理級以上の職員に、作業部会員の変更ができるものとする。
- 4 前項の変更は、作業部会員の所属する長の別紙様式による申出を受け、委員長が任命するものとする。

(部会長及び副部会長)

第3条 各作業部会に部会長及び副部会長を置き、委員長が指名する職員をもって充てる。

- 2 部会長は、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 作業部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 第1部会長は、部会間の連絡調整が必要であるときは、部会長を招集することができる。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、会議に作業部会員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 副部会長又は部会員が会議に出席できない場合は、部会長の承認を得て代理者の出席をさせるものとする。

(庶務)

第5条 作業部会の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が協議して定める。

附 則

この基準は、令和 5年 4月 1日から施行する。

別表

第1作業部会 【行政経営】	
部会長	企画財政室長
副部会長	人事室長
部会員	情報政策室長
部会員	都市計画室長
部会員	資産経営室長
部会員	税制課長
部会員	市民課長

第2作業部会 【人権平和・文化・地域経済・都市魅力】	
部会長	地域経済振興室長
副部会長	人権政策室長
部会員	広報課長
部会員	市民総務室長
部会員	市民自治推進室長
部会員	シティプロモーション推進室長
部会員	文化スポーツ推進室長
部会員	文化財保護課長

第3作業部会 【福祉・健康】	
部会長	福祉総務室長
副部会長	健康まちづくり室長
部会員	生活福祉室長
部会員	高齢福祉室長
部会員	障がい福祉室長
部会員	成人保健課長
部会員	母子保健課長

第4作業部会 【保健・地域医療】	
部会長	保健医療総務室長
副部会長	地域保健課長
部会員	健康まちづくり室長
部会員	成人保健課長
部会員	母子保健課長
部会員	衛生管理課長

第5作業部会 【子育て】	
部会長	子育て政策室長
副部会長	母子保健課長
部会員	子育て給付課長
部会員	家庭児童相談室長
部会員	のびのび子育てプラザ所長
部会員	保育幼稚園室長
部会員	こども発達支援センター長

第6作業部会 【教育】	
部会長	教育未来創生室長
副部会長	まなびの支援課長
部会員	学校管理課長
部会員	学校教育室長
部会員	教育センター所長
部会員	中央図書館長
部会員	青少年室長
部会員	放課後子ども育成室長

第7作業部会 【環境・安心安全】	
部会長	危機管理室長
副部会長	環境政策室長
部会員	市民総務室長
部会員	福祉総務室長
部会員	環境保全指導課長
部会員	総務予防室長

第8作業部会 【都市形成】	
部会長	都市計画室長
副部会長	公園みどり室長
部会員	計画調整室長
部会員	開発審査室長
部会員	住宅政策室長
部会員	総務交通室長
部会員	道路室長
部会員	地域整備推進室長
部会員	下水道部経営室長
部会員	水道部企画室長